

まちづくり支援人材登録等実施細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、神戸住環境整備公社 すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3章「まちづくり支援人材登録等」の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(専門家の登録申請)

第2条 要綱第31条に定める専門家として登録を希望する者は、次の各号に掲げる書類を一般財団法人神戸住環境整備公社(以下「公社」という。)に提出しなければならない。

- (1) まちづくり専門家登録依頼票(様式第1号)
- (2) 登録専門家概要・業績(様式第1号の2)
- (3) その他公社が必要と認める書類

(専門家の登録)

第3条 公社は、登録後速やかに登録希望者宛て「まちづくり専門家登録通知書」(様式第2号)を送付するものとする。

2 登録は平成22年4月1日より3年毎に更新する。

(秘密の保持)

第4条 専門家は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第2章 まちづくりコーディネーター派遣

(派遣の申請)

第5条 要綱第29条第3号に規定するまちづくりコーディネーター(以下、この章において「まちづくりコーディネーター」という。)の派遣を受けようとする市民団体等は、次の各号に掲げる書類を、神戸市の担当部署の副申書を添えて公社に提出しなければならない。

- (1) まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請書(様式第3号)
- (2) まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請者名簿(様式第3号の2)
- (3) 位置図・区域図
- (4) その他公社が必要と認める書類

(派遣の決定)

第6条 公社は、前条の申請があった場合にはその内容を審査し、予算の範囲内において派遣の可否を決定する。

2 公社は、前項の決定に際し、神戸市の同意を得なければならない。

3 公社は、第1項の決定に際し、派遣の目的を達するために必要な条件を付けることができる。

4 公社は、前条の申請に基づき、派遣するまちづくりコーディネーターを第3条の規定により登録された専門家の中から決定する。

5 公社は、前項の結果を「まちづくりコーディネーター派遣決定(申請却下)通知書」(様式第4号)により申請者に通知し、「まちづくりコーディネーター派遣通知書」(様式第4号の2)により派遣決定したまちづくりコーディネーターに通知する。

(用務の報告)

第7条 まちづくりコーディネーターは、用務終了後速やかに「まちづくりコーディネーター派遣用務報告書」(様式第5号)を公社に提出しなければならない。

(費用の支払)

第8条 公社は、前条の報告書にて派遣回数を確認のうえ、別に定める金額をまちづくりコーディネーターに支払うものとする。

第3章 まちづくりコンサルタント派遣

(派遣の申請)

第9条 要綱第29条第4号に規定するまちづくりコンサルタント(以下、この章において「まちづくりコンサルタント」という。)の派遣を受けようとする市民団体等は、次の各号に掲げる書類を、神戸市の担当部署の副申書を添えて公社に提出しなければならない。

- (1) まちづくりコンサルタント派遣申請書(様式第6号)

- (2) 計画の概要調書(様式第6号の2)
- (3) まちづくりコンサルタント派遣申請団体の構成員名簿(様式第6号の3)
- (4) 位置図・区域図
- (5) その他公社が必要と認める書類

(派遣の決定)

第10条 公社は、前条の申請があった場合にはその内容を審査し、予算の範囲内において派遣の可否を決定する。

- 2 公社は、前項の決定に際し、神戸市の同意を得なければならない。
- 3 公社は、第1項の決定に際し、派遣の目的を達するために必要な条件を付けることができる。
- 4 公社は、前条の申請に基づき、派遣するまちづくりコンサルタントを第3条の規定により登録された専門家の中から決定する。
- 5 公社は、第4項の結果を「まちづくりコンサルタント派遣決定(申請却下)通知書」(様式第7号)により申請者に通知し、「まちづくりコンサルタント派遣通知書」(様式第7号の2)により派遣決定したまちづくりコンサルタントに通知する。

(まちづくりコンサルタントへの委託契約)

第11条 公社は、前条により決定したまちづくりコンサルタントに市民団体等への支援業務を委託するにあたり、当該業務内容、委託料、提出書類、成果品その他必要な事項を明らかにした委託契約を締結するものとする。

第4章 まちづくりアドバイザー派遣

(派遣の申請)

第12条 要綱第29条第3号に規定するまちづくりアドバイザー(以下、この章において「まちづくりアドバイザー」という。)の派遣を受けようとする市民団体等は、次の各号に掲げる書類を、神戸市の担当部署の副申書を添えて公社に提出しなければならない。

- (1) まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請書(様式第3号、ただしⅡ型派遣にあつては様式第8号)
- (2) まちづくりコーディネーター・まちづくりアドバイザー派遣申請者名簿(様式第3号の2)
- (3) 位置図・区域図
- (4) その他公社が必要と認める書類

(派遣の決定)

第13条 公社は、前条の申請があった場合にはその内容を審査し、予算の範囲内において派遣の可否を決定する。

- 2 公社は、前項の決定に際し、神戸市の同意を得なければならない。
- 3 公社は、第1項の決定に際し、派遣の目的を達するために必要な条件を付けることができる。
- 4 公社は、前条の申請に基づき、派遣するまちづくりアドバイザーを第3条の規定により登録された専門家の中から決定する。
- 5 公社は、前項の結果を「まちづくりアドバイザー派遣決定(申請却下)通知書」(様式第9号)により申請者に通知し、「まちづくりアドバイザー派遣通知書」(様式第9号の2、ただしⅡ型派遣にあつては様式第9号の3)により派遣決定したまちづくりアドバイザーに通知する。

(用務の報告)

第14条 まちづくりアドバイザーは、用務終了後速やかに「まちづくりアドバイザー派遣用務報告書」(様式第10号または10号の2)を公社に提出しなければならない。ただし、Ⅱ型派遣にあつてはこの限りでない。

(費用の支払)

第15条 公社は、前条の報告書にて派遣回数を確認のうえ、別に定める金額をまちづくりアドバイザーに支払うものとする。ただし、Ⅱ型派遣にあつては第11条の規定を準用する。

(書類の様式)

第16条 次の表の書類の項に掲げる様式は、前各条の様式番号に対応するものとする。

書類	様式
まちづくり専門家登録依頼票	様式第1号
登録専門家概要・業績	様式第1号の2
まちづくり専門家登録通知書	様式第2号
まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請書	様式第3号
まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請者名簿	様式第3号の2
まちづくりコーディネーター派遣決定(申請却下)通知書	様式第4号
まちづくりコーディネーター派遣通知書	様式第4号の2
まちづくりコーディネーター派遣用務報告書	様式第5号
まちづくりコンサルタント派遣申請書	様式第6号
計画の概要調書	様式第6号の2
まちづくりコンサルタント派遣申請団体の構成員名簿	様式第6号の3
まちづくりコンサルタント派遣決定(申請却下)通知書	様式第7号
まちづくりコンサルタント派遣通知書	様式第7号の2
まちづくりアドバイザー(Ⅱ型)派遣申請書	様式第8号
まちづくりアドバイザー派遣決定(申請却下)通知書	様式第9号
まちづくりアドバイザー派遣通知書	様式第9号の2
まちづくりアドバイザー(Ⅱ型)派遣通知書	様式第9号の3
まちづくりアドバイザー派遣用務報告書	様式第10号
まちづくりアドバイザー(景観形成)派遣用務報告書	様式第10号の2

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年12月1日から施行する。

ただし、令和4年度に派遣するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。